

# 生活にお困りの人へ

## 生活保護

各総合支所区民課生活福祉係…………… P.24・25参照  
生活福祉調整課生活福祉調整係…………… ☎3578-2451  
FAX3578-2439

生活保護制度は、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。生活保護は、世帯の収入が国の定める基準より低く、資産、能力その他あらゆるものを活用しても、生活が営めない場合、国の基準と収入の差額を保護費として支給します。

## 生活困窮者自立支援事業

生活福祉調整課自立支援担当…………… ☎3578-2455  
FAX3578-2439

生活保護に至る前の段階にある生活に困窮された人を対象とした相談窓口を、麻布地区総合支所2階に設置し、就労や家計の見直し等自立に向けた支援を行います。

港区生活・就労支援センター 六本木5-16-45  
☎5114-8826

## 資金貸付・助成等

### ▶生活福祉資金

(社福) 港区社会福祉協議会 生活支援係  
☎6230-0282

世帯の生活の安定と経済的自立を目的として、所得の少ない世帯・障害者や介護を要する高齢者のいる世帯を対象に、お住まいの地区の民生委員・児童委員とともにご相談に応じ、必要な資金の貸し付けを行います。

※資金の種類により貸付要件等が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。資金貸付の際には、東京都社会福祉協議会による審査があります。

#### (1)福祉資金

日常生活を送る上で、または自立した生活を行うために、一時的に必要であると見込まれる費用および、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の生活費

#### (2)教育支援資金

学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、大学等に修学する際に必要な費用および学校に入学する際に必要な入学金

#### (3)総合支援資金

失業者等、日常生活全般に困難を抱えた世帯の生活の立て直しのための継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)と生活費および一時的な資金

#### (4)不動産担保型生活資金

現に居住している自己所有の不動産(土地・建物)に将来にわたって住み続けることを希望する所得の少ない高齢者世帯に対し、その不動産を担保とした生活資金  
※対象となる不動産には要件があります。

### ▶生活保護世帯等への無料入浴券給付

各総合支所区民課生活福祉係 ☎P.24・25参照  
生活福祉調整課生活福祉調整係 ☎3578-2451

自宅に風呂のない生活保護世帯等に対し、無料入浴券を給付します。

## 民生委員・児童委員

各総合支所区民課保健福祉係…………… P.24・25参照  
保健福祉課地域福祉支援係…………… ☎3578-2380  
FAX3578-2398

地域の中で区民の皆さんが安心して暮らせるようお手伝いする地域福祉の推進役・相談役です。区民の立場に立って、高齢者・障害のある人・子育て中の家庭等の、福祉に関する悩みごとや心配ごとの相談をお受けし、相談内容に応じて関係機関の紹介や連絡調整を行っています。

また、相談内容については、秘密を守ることが義務付けられています。

